

## 第 1 2 回定例委員会会議録

委員長 ) 日程第 1 開会宣言

委員長 ) 日程第 2 会議成立の宣言

委員長 ) 日程第 3 会議録署名委員の指名 (松本委員)

委員長 ) それでは、日程第 4 の審議に入ります。

第 1 5 号議案「平成 2 6 年度芦屋市小中学校教職員異動方針  
について」を議題とします。提案説明を求めます。

教職員課主幹) <議案資料に基づき概略説明>

委員長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

教育長 ) 補足ですが、2 の ( 1 ) は、これは市内の先生が A 小学校  
から B 小学校に行くとか、A 中学校から B 中学校へ行くという  
異動、つまり配置換えです。市教委が原案を書いてそれで進め  
ていくということになり、また希望等の申し出等があれば、勘  
案していくわけですけれども、( 2 ) の市外人事交流とは、こ  
の文面だけ読むと、例えば芦屋市にいた先生が 5 年間だけ他市  
に行行ってまた帰ってくるということに思えますが、実際にはそ  
れは余りないように思われます。

教職員課主幹) 現実としましたら、教育長がおっしゃるとおりです。県は  
「交換」とよく言うのですが、なかなかそこが成立しません。  
特に芦屋の場合は、ふるさとへ帰って貢献したいということで、  
他市へ行ってしまわれたままになって、また芦屋市へ戻ってく  
るということは余りありません。

委員長 ) 出ていってしまうということですね。

教職員課主幹) 出ていってしまうということが多いです。ただ、芦屋国際

中等教育学校などの県立学校の一部の学校の場合には、期間限定でそちらへ何年か行くけれども、またいずれは芦屋に戻ってくるという場合もございます。

浅井委員) 今、教頭先生のうちお一人が西宮から来られたとお聞きしていますが、では逆にお一人、芦屋から西宮へ行ってらっしゃるといふことはないのでしょうか。

教職員課主幹) この場合につきましては、もともと西宮の先生ですので、西宮から来ていただいている、西宮に戻られます。逆に言うと、期間限定で芦屋に来ていただいています。

浅井委員) 交換留学ではないですが、芦屋市から西宮へ行っておられる先生はいらっしゃるのですか。

教職員課主幹) 今回についてはないです。

浅井委員) そうですか。

木村委員) これは芦屋市と言うよりは県の考えということが結構あるのでしょうか。時期を限定して、自治体同士で交換をさせるという、そういうことは兵庫県全体としては余り動きがないのでしょうか。

教職員課主幹) 県の方針としては、おっしゃったとおりで自治体、市町で交流しなさいということはどうなっています。

木村委員) 芦屋市は特に低いという感じなののでしょうか。

教育長) 特に低いということではないです。

教職員課主幹) 交流しようと思ったときに、双方の事情が合わないとなかなか成立しませんので、今年のうちが行きたかったのに向こうがだめで、次の年には逆になるということもあります。それから、やはり地域として固まってしまっている、阪神間は需要が

多いけれども、教員に採用される人数がどうしても阪神以外の地域のほうが多いというような傾向がありますので、今の芦屋のように県下のいろいろなところから来て、芦屋に最初勤めてもらうけれども、いずれはふるさとに帰りたいという傾向がややあります。県はいろいろと交流をすることで教員の資質も上がりますので、そういったことを進めたいのですが、なかなか現実には難しいというような状況です。

木村委員) そのことについて何か仕組み的なものを考えて、5年というのは少し長いかもしれませんが、2、3年で行って戻ってくるという、ある意味、幹部候補ではないですが、有能な先生にそういったことをさせる。企業では海外留学をさせますよね。だから、そういう1つのインセンティブを持たせて勉強してもらおうということをするのはどうでしょうか。また、他の自治体との情報交換というか、交流をもっと密にしてやっていくということ。芦屋だけでできるということではないと思いますが、何か仕組みをうまく考えていかないと、やはり芦屋市は狭いですし、学校の数も限られているので、この小さな器の中でそれが全てだということが井の中の蛙みたいになってしまうと思うのですね。阪神間だけでもいろいろな自治体があって、それぞれ制度が違うしやり方が違うということを学んできてもらうということは非常に意味があると思います。これについては、原因をもう少しきちんと分析して、改善をしていったほうがいいのではないかと思いますね。

教職員課主幹) 木村委員がおっしゃっていただきましたように、実はこれまでも、期間限定で幹部候補が行っている場合もあります。そ

それは他市も同じ状況ですので、特にそういった場合には市町間で話し合いをしていきまして、少しずつではあるのですが進めていっているところです。今後もそれは推進していきたいとは思っております。

木村委員) いろいろな自治体同士の教育委員会の意見交換会というか、集まって情報交換をするということは、例えば阪神地域だけでもいいと思いますけれども、そういった機会はどの程度あるのでしょうか。

教職員課主幹) 教育長の会議があつて、そこで一番濃密な意見交換をしていただいています。

教育長) やはり、他市の様子を勉強してくるということは、非常に大きな利点があります。芦屋だけがいいと思っていたら案外、外に出てみると、このような市もあるのかといったこともありますので、そういうことも含めて、教育委員会としては職員のモラルを高めるということも含めまして、進めていきたいという意味で説明させていただきました。

木村委員) 教育長だけではなくて、事務レベルというか、もう少し下のレベルで先生方の交換について、意見交換をする機会を年に2度ぐらいつくるということをしないと、なかなか動いていけないと思いますが、そういった点もまた検討いただければと思います。

委員長) このことと関連して言えば、配置換について、芦屋の場合は、小学校は8校ありますが、中学校は3校ということで、恐らく中学校の中での異動というのはなかなか大変だろうと思っています。かなり長くおられるということになりますよね。あ

るいは、異動してもまたすぐ戻ってくるということになる。そういう芦屋の特殊な事情があって、それが今、市外人事交流との関連で少し緩和するというようなことになっていくのではないかと聞いていたのですが。

中学校でしたら平均では何年ぐらい同じところにいらっしゃるのですか。

教職員課主幹) そうですね。今まさにおっしゃったとおりで、教科やいろいろな事情で3、4年で動かざるを得ない者もいますし、それから逆の意味で10年以上同一校に勤務しているという者もあります。単純に平均すると6年程度です。教科の関係や、御夫婦で市内に勤めておられる方もありますので、3校でとなると、本当に非常に苦勞をしています。

小学校も含めまして、10年を超えている長い者もまだ何人かおられますので、それは異動して新しい風となり、御自身も新しい勉強が必要だと思imasuので、この数年の間に、それは解消できるようにしていってあります。

委員 長 ) ずっと一緒のところにおられることが全部悪いというわけでももちろんなくて、組み合わせだと思ふのです。だから、どのようにしてその長い人と新しい人を組み合わせていって、それで学校をうまくやっていくかということだと思imasu。そこをどう配慮していただくかということだと思imasuね。

長ければ悪いということばかりではないでしょうね。そこでそれなりに頑張っておられるということもいいことかもしれませぬ。子どもの名前を全部覚えてもらえますしね。

学校教育部長) 実際、学校運営上では長くいて、これまでの経過を知って

いる人間もやはり必要ですし、それから新たな人も必要です。おっしゃるように組み合わせだと思えます。まさしく、職員室も、組織として人による生き物みたいなところもありますので、新陳代謝はやはり必要だと思っています。

委員長) そうですね。我々としては町のサイズはいいと思っているのですが、それゆえにいろいろと悩みもあって、そのところは、事務局でぜひいい案を出していただけて進めていただけたらと思います。私は、とにかく若い人が育つ環境をどんどんつくっていただきたいということを常に思っております。

ほかにございますか。

浅井委員) 休職、長期療養、長期派遣、産前産後休暇、育児休業の先生は、大体どれくらいおられるのでしょうか。

教職員課主幹) 大体で20人前後ぐらいです。

浅井委員) そうですか。

委員長) それは、大体ずっと安定した人数ですか。

教職員課主幹) この数年は若い方の産休、育休がややふえています。

委員長) 若い人がふえたからですか。なるほど。

浅井委員) オープンスクールに伺ったりしますと、例えばある中学校で校長先生が、臨時採用の教員の方がとても多くなっていて、先の予定や、先を見据えた学校の運営がなかなか難しいというところを頭を悩まされているようですけれども、その辺は人事担当の方もとても苦慮されるころだと思えますが、その辺の実情と対策というようなことはございますでしょうか。

教職員課主幹) 臨時講師が多いということは非常に頭を悩ませているところです。これが、今もちょうど話題になっております育休の者

が偶然集まってしまったことと、それから、特別支援学級の担当につきましては、中学校の場合は教科が絡みますので、なかなか正規を当てることができないものですから、そのところに臨時講師を置くことによるものです。特別支援学級自体には正規の担当を置くのですが、実際にそのかわりに教科を教える者については正規を雇用すると、特別支援の担当の先生を動かさなくなりますので臨時講師を置いております。

もう1点は、これもまた悩ましいところなのですが、今、生徒の数がややふえぎみです。ところが、もう何年か先には恐らく減るだろうというのが今の見通しなので、これも正規を入れてしまうと減ったときにどうしようもなくなります。安全弁のようなもので今は欲しいけれども、例えば国語の先生が、今は5人欲しいのですが、減ってくると4人でいいようになるというときに、このお1人の方は正規で雇うと、ではもうやめてくださいと言うわけにはいかないのです、この1人の部分は臨時講師にさせてもらってというようなことをしております。これは市内全体で起きてきていることであって、どうしても人数の多い学校では合計10名を超えるような形になってしまっています。もちろん市内で何とか工夫して減らすようにということは一番の課題となりますので、校長とも相談したり、全体の人数を見ながら解消に向けて取り組んでいきたいと思っているところです。まさに今年の課題でもあります。

松本委員) 採用は何名ぐらいということは大体決まっているのですか。

教職員課主幹) 今年につきましては、まだ決まりません。学級の数が決まって先生の数が決まりますが、学級の数が決まるためには児

童・生徒の数が確定しないと決まっていけませんので、実際には、3月の終わりにならないとわかりません。ただ、定年退職であるとか、いろいろな形である程度人数の増減、それからクラス数もおおよその見込みはわかりますので、それでいきますと、単純に考えて、今でしたら小学校、中学校合わせて10人ぐらい、小学校が8人、中学校が2人ぐらいというところです。ただ、まだ定年退職の方も再任用で続けられるのか、お辞めになるのかということは、今、決定を御自身でなさっているところなので、本当に単純に考えたときに、それぐらいの新規採用かなど、見込んでいるところです。

松本委員) 臨時の方ですけれども、今は大量退職の時代と言われているので、臨時の先生というのは基本的にはそういうベテランの先生を採用する枠というのが考え方としてあると思っています。しかし、実際は新任の先生が臨時で講師に来られているようなこともあって、本当は研修が必要であるのに、その講師の先生というのは、本来経験のある先生が来るので研修がないということになっていますよね。

芦屋市では、新しい講師の方については初任者研修を一緒に受けていただくといった工夫はしていますと聞いているのですが、やはり、本当の新人の方が来られて、中学でしたら担任も部活動も全部持ってというのは、少し無理があるのではという状況がありますよね。

芦屋市では、見たところ、臨時的に来られている方は若い方が多いかと思うのですが、ベテランの方が入られているケースも多いのでしょうか。

教職員課主幹) 両方です。新卒の臨時講師の方で本当に、右も左もわからない方もおられます。ただ、臨時講師もベテランで、もう何年も臨時講師をしているという方もおられますし、芦屋にも何人かいますので、その方はできるだけ継続して見ていただき、ただ、それでは全ては補えませんので、何割かは新任の者であったり、あるいは他市で1年か2年経験されたというような方も入っています。その方たちの研修につきましては県のほうも大きなことだと思っていますので、とにかく初めて教壇に立つ臨時講師は必ずこの研修を受けさせなさいということで、年2回受けています。それから市内の研修については、臨時講師の研修も持ちますし、それからほかの先生たちの研修についても当然同様に参加していきます。

校内では打出教育文化センターに支援相談員がおりますので、若手を中心に研修、指導をします。かなり丁寧に指導していきますので、そういった形でフォローしています。もちろん校内でも、学年だとか、校長、教頭をはじめとしまして、まさにOJTになりますが、その場でベテランの背中を見て、あるいはその都度その都度アドバイスを与えてやっていくというようなことで、何重かの体制を引きながら、困ったことが起きないようにしていております。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。よって第15号議案は可決されました。

〈第15号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長） 続いて日程第5の審議に入ります。

専決報告第11号「芦屋市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅井委員） もう一度、安部先生、戸田先生、中江先生の専門の分野を教えてくださいませんか。

生涯学習課長） 安部先生は専門分野ということになりますと考古になります。考古ですけれども、詳しく言うと骨のことになります。戸田先生が歴史ですね。中江先生が建造物で、先ほど申し上げました長谷先生が美術工芸、森先生が民族ということになります。

委員長） よろしいですか。

浅井委員） では、本来は5名の委員の方ということなのですね。一時期4名でしていただいていたということですね。

生涯学習課長） そうです。

浅井委員） はい、わかりました。

委員長） この審議会は定期的なものですか、それとも何かあったときに集まるのですか。

生涯学習課長） 定期的に、例えば何か月に1回というように決まっているわけではございませんけれども、大体年間2回ぐらいは平均的に開催しております。ただ、それ以外にも文化財の指定に関して何か御審議いただくことがあるときや、あるいは発掘調査や

そのほかのもので御意見をいただかないといけないようなことがある場合にお集まりいただいたり、または全員の方でなくてもその専門の先生に来ていただいたりというようなことをしております。

木村委員) 文化財の指定をしていただくということになると、昨年度の黄釉鉄絵陶器盤の件は、偶然に出てきて、このようなところにお宝が隠れていたということがありましたが、そういう点の審査のあり方というか、何か上がってきたものを見るだけなのか、それとも保管庫に行つてある程度見られて判断されているのか、そういったところはどのようになっているのでしょうか。

生涯学習課長) 現在のところは新しく出たものは必ず、重要なものについては御報告して見に来ていただいております。過去に出ているものについては、重要なものはもちろん既に見ていただいておりますけれども、全てを見ていただいているということではない状況です。ある程度の候補というものは事務局のほうで重要なものとして今保管しておりますので、それについてどうでしょうかとお伺いをして、見ていただいた上で、これがいいのではないかというように判断していただいております。

木村委員) 事務局のほうで本当に値打ちがあるものが判断できるかどうかという問題もあって、ただ、先生方もお忙しいでしょうから、全てを見るということは難しいのかもしれませんが、どのように保管されているのか、私自身も行ったことがないので、そういう機会があれば行かせていただきたいと思いますけれども、やはりそういう非常にお詳しい先生方が見られると違う観点で、これは価値があるのではないかとということで見つけられること

もあると思います。ですから、そういった点でせっかく価値のある資産があるのに、それを見落としてずっとお蔵の中で埋もれたままということは非常にもったいないことだと思いますから、そういう審議会のあり方についてもまた検討していただければと思います。

生涯学習課長) 今、木村委員がおっしゃったように、事務局の文化財担当では専門家として学芸員、考古の専門では大変優秀な者がおりますけれども、そのほかの分野につきましては、やはりそう詳しいということではございませんので、どちらかと言うと、今、芦屋市においては指定されているものも考古のもの、埋蔵文化財で出てきたものということになっております。ただ、そればかりでは余りよくないのでは、ということで、美術博物館にもやはり考古以外のものもいろいろ所蔵しておりますので、その中で市指定文化財にするのにふさわしいものがあるのではないかとということで、美術博物館の学芸員にもリストアップしてもらい、今回新たに委員に加わっていただきます長谷先生、森先生にもお伺いしようと考えております。

教 育 長 ) 新たに2人が加わっていただいたことですので、実際、時間はどれだけとれるかわからないですけれども、三条小学校跡の三条分室や、いくつかピックアップして見ていただく、また我々教育委員も、ここで常に会議をしていますが、移動教育委員会ということにして、例えば美術博物館でして、そういったものを少しでも見ていただいて、またいろいろな助言をいただけたらいいかと思っておりますので、またそのあり方を検討させていただきます。

委員長 ) 美術博物館にも大分陳列はされていますよね。それ以外にどこかに置いてあるのですか。

生涯学習課長) 美術博物館に今展示しておりますものはごく一部です。別に収蔵庫がありますので、そこに収納しているものと、先ほども少し話が出ましたが、三条町に、旧三条小学校、あそこは三条分室、市役所の分室という扱いになっておりまして、文化財の整理事務所になっておりますので、そこにも保管しております。あとは倉庫も別にあります。

委員長 ) その倉庫はどこにあるのですか。

生涯学習課長) 南芦屋浜に倉庫だけがあります。

委員長 ) そうですか。では、これから宝がどんどん見つかるかもしれませんね。

生涯学習課長) はい。指定するに値するものはたくさんあると聞いておりますので、順番にできたらとは思っております。

委員長 ) はい、ありがとうございます。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって専決報告第11号は承認されました。

〈専決報告第11号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委員長 ) 日程第6 閉会宣言